

町田市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市風致地区条例（平成25年12月町田市条例第**43**号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、町田市風致地区内行為許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）の正本及び副本にそれぞれ関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可書又は不許可通知書の通知)

第4条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、許可をするときは町田市風致地区内行為許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）に、許可をしないときは町田市風致地区内行為不許可通知書（第3号様式。以下「不許可通知書」という。）に、それぞれ申請書の副本を添えて当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 第3条に規定する申請をした者は、前条に規定する許可書又は不許可通知書の通知日前に当該申請を取り下げようとするときは、町田市風致地区内行為許可申請取下書（第4号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の副本並びに申請書の正本及び副本を当該届出をした者に返還するものとする。

(行為を取りやめる旨の届出)

第6条 第4条の規定により許可書の通知を受けた者は、当該許可書に係る行為を取りやめるときは、町田市風致地区内行為取りやめ届出書（第5号様式）の正本及び副本に許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の副本及び許可書を当該届出をした者に返還するものとする。

(規則で定める公共団体)

第7条 条例第3条第3項に規定する規則で定める公共団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める団体

(身分証明書)

第8条 条例第6条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第6号様式)とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

町田市風致地区内行為許可申請書

年 月 日

町田市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

町田市風致地区条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり風致地区内における行為の許可を申請します。

記

1 行為の場所 町田市

2 行為の内容

（1）建築物の建築

建築の種別		敷地面積	
構造		建築面積	
階数		建物用途	

壁面後退距離			
建蔽率		高さ	
都市計画法 その他法令			

（2）建築物の建築以外の行為

行為区域面積	
行為の理由	

工作物の建築の種類	
宅地の造成等	
木竹の伐採	
土石の類の採取	
水面の埋立て又は干拓	
建築物等の色彩の変更	
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	

3 施工期間（予定）

町田市風致地区内行為許可書

第 年 月 日 号

様

町田市長

印

年 月 日付けで申請のありました風致地区内における行為の許可申請について、町田市風致地区条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 行為の場所 町田市

2 行為の内容

行為の内容		概要	
建築物の建築	建築の種別		敷地面積
	構造		建築面積
	階数		建物用途
	壁面後退距離		
	建蔽率		高さ
建築物の建築以外の行為	行為区域面積		
	行為の理由		
	工作物の建築の種類		
	宅地の造成等		
	木竹の伐採		
	土石の類の採取		
	水面の埋立て又は干拓		
	建築物等の色彩の変更		
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積			

3 許可条件

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

- 2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

町田市風致地区内行為不許可通知書

様

町田市長

印

年 月 日付けで申請のありました風致地区内における行為の申請について、町田市風致地区条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり許可しないこととしましたので通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所又は所在地
- 3 申請に係る行為の場所
- 4 理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

町田市風致地区内行為許可申請取下書

町田市長 様

申請者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

年 月 日付けで行った許可の申請行為について申請を取り下げますので、町田市風致地区条例施行規則第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 行為の内容
- 2 行為の場所
- 3 取下げの理由

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

町田市風致地区内行為取りやめ届出書

町田市長 様

申請者
住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

年 月 日付け第 号により許可を受けた風致地区内の行為を取りやめたいので、町田市風致地区条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 行為の内容
- 2 行為の場所
- 3 取りやめの理由

第6号様式（第8条関係）

（表面）

身分証明書		第 号
職 名		
氏 名		
生年月日		
上記の者は、町田市風致地区条例第6条第1項に規定する行為を行う権限を有する者であることを証明します。		
発行年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
町田市長		印

（裏面）

町田市風致地区条例（抜粋）
（調査のための立入り等）
第6条 市長は、風致の維持に必要なため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。
2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。